

韓国民法に定める遺留分

■ 遺留分 ■

遺留分とは、一定の遺族に留めておくべき相続分を定めた制度です。ここにいう一定の遺族とは、配偶者、直系卑属、直系尊属を指します。

遺言によって、被相続人の自由な財産の処分を保障する一方で、残された相続人の生活を保障するため、遺留分制度を設け、一部制限しています。

日本の明治民法下では、家督相続が中心であり、もっぱら遺留分制度は、戸主の自由な財産処分を制限して、家産の散失を防ぐことが目的でしたが、昭和22年の家族法改正を経て、家督相続は廃止されました。しかし、遺留分制度はほとんど手を加えられることなく残ったため、現代の遺留分制度は相続人の平等を保障する（均分相続の原則）、被相続人の遺贈や生前贈与など、特定の相続人に財産を集中させようとする意思を制限する機能を有することになりました。

よって、遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合をいい、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人には相続開始とともに相続財産の一定割合を取得するという権利＝遺留分権が認められます。また、子の代襲相続人にも遺留分権は認められます。遺留分権を有するこれらの者を遺留分権利者といいます。

■ 韓国民法に定める遺留分 ■

韓国民法においても遺留分を定めています。

■ 遺留分権利者と割合 (韓国民法 1112 条)

- ① 被相続人の直系卑属(子、孫、曾孫)・・・その法定相続分の2分の1
- ② 被相続人の配偶者・・・その法定相続分の2分の1
- ③ 被相続人の直系尊属・・・その法定相続分の3分の1
- ④ 被相続人の兄弟姉妹・・・その法定相続分の3分の1

※日本と異なり④も含まれる。また、①～③までの法定相続人がいる場合、遺留分は認められない。

■相続開始前の「遺留分放棄」

《日本》

「相続開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる」（民法 1043 条 1 項）

《韓国》

規定なし。

Q、相続の準拠法を日本法に指定する遺言書による「相続開始前の遺留分放棄」は可能か？

A、大阪家庭裁判所：「相続の準拠法を日本法に指定する遺言の効力は、遺言者の死亡により発生するところ、遺言者の生前においては、いまだ遺言の効力は発生しておらず、よって、被相続人（遺言者）の将来の相続に関しては、被相続人の本国法である韓国民法が適用される」日本民法の適用を否定⇒その後、高裁決定に対し特別抗告⇒最高裁は棄却（最高裁第一小法廷平成 20 年 2 月 18 日決定）

※相続の準拠法を日本法に指定する遺言を作成しても、相続開始前の遺留分放棄制度を利用することは困難である。

■遺留分返還(減殺)請求権

1、遺留分算定の基礎となる遺産の範囲（韓国民法 1113 条～1114 条）

被相続人の相続開始時に有する財産の価格+贈与財産価格(1 年以内+1 年より前の悪意の贈与)+共同相続人の特別受益(1 年より前)－債務の全額＝遺留分算定遺産

2、請求権の行使

贈与や遺贈によりその遺留分に不足が生じたときに、不足する限度内において請求可能（韓国民法 1115 条 1 項）

3、行使の順序

『遺贈』 → 『生前贈与』

■受贈者による目的物の第三者へ譲渡

《日本》

「譲受人が譲渡のときにおいて遺留分権利者に損害を与えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる」（民法 1040 条 1 項）

《韓国》

規定なし。

韓国の大法院の判例：「遺留分返還請求権の行使により返還されなければならない遺贈又は贈与の目的となる財産が他人に譲渡された場合、その譲受人が譲渡当時、遺留分権利者を害することを知っていたときには、譲受人に対してもその財産の返還を請求することができる」（大判2002年4月26日2000ヲ8878）

※ よって、日本も韓国も「悪意の譲受人」に対しては請求可能

■請求権の消滅時効

《同規定》（日本民法1042条 / 韓国民法1117条前段）

- ・時効 — 相続の開始と返還(滅殺)しなければならない贈与又は遺贈を知ったときから1年
- ・除斥期間 — 10年

* 消滅時効の起算点とは、「単に相続の開始贈与を知るだけではならず、その事実が遺留分を侵害して返還請求権を行使できることまでをも知った時」と解されています(大判示)

■効力

形成権・・・遺留分返還(滅殺)請求権の行使は、裁判上又は裁判外で、期間内に、相手方に対して意思表示の方法により行えばよく、その結果生じる目的物返還請求権の行使は期間経過後でもかまわない。

※内容証明郵便等で相手方に対し意思表示すれば直ちに効力発生

当事務所では、在日コリアンの遺言書作成・
相続手続きを完全サポートしています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348